

鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年11月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第70号

鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例施行規則（昭和45年鳥取県規則第42号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前												
<p>(掛金の減免)</p> <p>第8条 条例第6条の規定による掛金の減免は、<u>別表第2の左欄に掲げる者が納付すべき掛金（条例第7条の規定により納付を猶予されている掛金を含む。）</u>について、それぞれ<u>同表の右欄に定める額を減免することにより行うものとする。</u></p>	<p>(掛金の減免)</p> <p>第8条 条例第6条の規定による掛金の減免は、<u>別表第2左欄に掲げる者に対して行うものとし、掛金の額から減免する額は、それぞれ同表右欄に掲げるとおりとする。</u></p>												
<p>(掛金の納付の猶予)</p> <p>第9条 条例第7条の規定による掛金の納付の猶予は、次の各号のいずれかに該当する者に対し<u>4月</u>を超えない範囲内において行うものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>加入者又は同居の親族が失業し、又は長期にわたり療養を必要とする疾病にかかったため生計の維持が困難となった者</u></p> <p>(3) 略</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、掛金の納付を猶予された理由が猶予の期間経過後も継続しているときは、4月を超えない範囲内において、その期間を延長するものとする。</u></p>	<p>(掛金の納付の猶予)</p> <p>第9条 条例第7条の規定による掛金の納付の猶予は、次の各号のいずれかに該当する者に対し<u>4箇月</u>を超えない範囲内において行うものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>自己又は同居の親族が長期にわたり療養を必要とする疾病にかかったため生計の維持が困難となった者</u></p> <p>(3) 略</p>												
別表第2（第8条関係）	別表第2（第8条関係）												
<table border="1"><thead><tr><th>区分</th><th>減免する額</th></tr></thead><tbody><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>2 <u>1の項</u>に掲げる者以外の者で、<u>市町村民税を課されている者がいない世帯に属するもの</u></td><td>心身障害者のうち1人についての掛金の額の10分の5（<u>災害により生活基盤に著しい被害を受けた者</u>にあつては、<u>10分の7</u>）に相当する額と心身障害者のうち1人を除いた心身障害者についての掛金の額の10分の7に相当する額との</td></tr></tbody></table>	区分	減免する額	略		2 <u>1の項</u> に掲げる者以外の者で、 <u>市町村民税を課されている者がいない世帯に属するもの</u>	心身障害者のうち1人についての掛金の額の10分の5（ <u>災害により生活基盤に著しい被害を受けた者</u> にあつては、 <u>10分の7</u> ）に相当する額と心身障害者のうち1人を除いた心身障害者についての掛金の額の10分の7に相当する額との	<table border="1"><thead><tr><th>区分</th><th>減免する額</th></tr></thead><tbody><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>2 <u>1</u>に掲げる者以外の者で、<u>市町村民税を課されている者がいない世帯に属するもの</u></td><td>心身障害者のうち1人についての掛金の額の10分の5に相当する額と心身障害者のうち1人を除いた心身障害者についての掛金の額の10分の7に相当する額との合計額</td></tr></tbody></table>	区分	減免する額	略		2 <u>1</u> に掲げる者以外の者で、 <u>市町村民税を課されている者がいない世帯に属するもの</u>	心身障害者のうち1人についての掛金の額の10分の5に相当する額と心身障害者のうち1人を除いた心身障害者についての掛金の額の10分の7に相当する額との合計額
区分	減免する額												
略													
2 <u>1の項</u> に掲げる者以外の者で、 <u>市町村民税を課されている者がいない世帯に属するもの</u>	心身障害者のうち1人についての掛金の額の10分の5（ <u>災害により生活基盤に著しい被害を受けた者</u> にあつては、 <u>10分の7</u> ）に相当する額と心身障害者のうち1人を除いた心身障害者についての掛金の額の10分の7に相当する額との												
区分	減免する額												
略													
2 <u>1</u> に掲げる者以外の者で、 <u>市町村民税を課されている者がいない世帯に属するもの</u>	心身障害者のうち1人についての掛金の額の10分の5に相当する額と心身障害者のうち1人を除いた心身障害者についての掛金の額の10分の7に相当する額との合計額												

	合計額		
3 <u>1</u> の項及び <u>2</u> の項に掲げる者以外の者で、市町村民税の所得割を課されている者がいない世帯に属するもの	心身障害者のうち1人についての掛金の額の10分の3（災害により生活基盤に著しい被害を受けた者にあつては、10分の5）に相当する額と心身障害者のうち1人を除いた心身障害者についての掛金の額の10分の7に相当する額との合計額	3 <u>1</u> 及び <u>2</u> に掲げる者以外の者で、市町村民税の所得割を課されている者がいない世帯に属するもの	心身障害者のうち1人についての掛金の額の10分の3に相当する額と心身障害者のうち1人を除いた心身障害者についての掛金の額の10分の7に相当する額との合計額
4 <u>1</u> の項から <u>3</u> の項までに掲げる者以外の者で、2人以上の心身障害者について加入するもの	略	4 <u>1</u> から <u>3</u> までに掲げる者以外の者で、2人以上の心身障害者について加入するもの	略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。